

8 学生生活の設計

ほとんどの新入生にとって、大学での生活は、期待と不安の交錯の中に始まるといえます。学生生活は、皆さんの心構え一つで豊かで楽しいものとなったり、乾いた味気無いものとなったりします。

まず、入学当初において、慎重な学生生活の設計をたてることが大切です。しかし、学生生活の過程では、学修に関するもののほかに、多くの悩みや解決に苦しむ精神的な問題、経済上の問題、健康管理の問題、生活環境をめぐる問題など、多くの問題に遭遇するかも知れません。問題に直面したときどうすればよいか、どのように心構えるべきかについて、以下の記述を参考にしてください。

1. 学 生 相 談

みなさんの学生生活における悩みや不安は、自分で考えるだけでは解決できないことがたくさんあります。そのようなとき、家族、友人、先輩などとの語り合いの中から解決の糸口を見出すのは賢明な方法であります。この意味で、自らの心を打ち明けることのできる友人をつくることは極めて大切なことといえます。しかし、それでも解決困難な場合も沢山あります。

本学では、このために、本館3階にカウンセラー室を設置しており、専門のカウンセラー（臨床心理士）が学生の抱えるあらゆる問題について適切なアドバイスができるように心掛けています。カウンセラーは学生の個人的な問題についての相談に応じるようになっていまして、気軽に声をかけてみるのが大切です。もちろん、相談内容に関しては、それがいかなる種類のものであっても、外部に漏らしたり、相談学生に対して不利益をもたらすことは厳に慎んでいますので信頼してください。

また、本学ではハラスメントの防止対策委員会が設けられており、防止対策は万全を期しています。もし、該当することがあれば、担当の先生にご相談ください。

2. 健康と医療

(A) 健康衛生管理

充実した学生生活のために、学生が心身ともに良好で安定した健康状態にあることは、もっとも基本的な要件であります。

学生の健康状態には個人差があり、常に病弱な状態にある人や頑健を誇る人もいます。それぞれの状態に応じての日常の健康管理がなされる必要はいうまでもありません。

新入生の皆さんにとって、大学での生活環境の変化、生活の奔放化、過度なアルバイトやクラブ活動など、健康を害する要因は沢山あります。

個々の学生が、日常の健康管理について関心をもち、修学上や就職時に支障とならないよう注意を怠らないようにしてください。特に、次のような点を指摘しておきます。

- ① 自覚症状の有無にかかわらず自分の健康を過信しないこと。
- ② 過度の節食や外食依存の軽食などに注意し、栄養摂取のうえで規則正しい生活を送ること。
- ③ 保健行事には積極的に参加し、自分の健康状態のチェックを怠らないこと。
- ④ 健康管理については、好奇心からの喫煙・飲酒などは問題があります。

(B) 本学の健康管理活動

① 定期健康検査

本学では、毎年4月上旬の指定日に、定期健康検査を実施しています。検査は、身長測定、視力・聴力の検査ならびに血圧・体脂肪率の測定などの全項目についてチェックされることになっています。胸部レントゲン検査もオリエンテーション期間中に実施します。

この検査は、学生の健康管理のため、学事として全学生を対象に行うものですから必ず受診してください。検査の結果何らかの病的異常が発見された場合には、厚生課が直接該当学生に通知して処置についての指示相談を行います。なお、2年次生については、受検がない場合、就職用「健康検査書」の作成発行ができないこととなりますので特に注意してください。

② 授業中・在寮中の発病

学生が登校中、授業中に貧血その他の症状が出た場合には、直ちに、授業教員または厚生課に申し出てその指示を受けてください。軽度の場合に

は、健康管理室（休養室）を利用してください。

在寮中の発病については、直ちに寮監または寮母にその旨を告げて指示を受けてください。

③ 健康管理室(休養室) (本館1F)とその利用

本学における全学生の保健管理を対象とする施設として、健康管理室が設置されています。

この管理室には、学生が不快症状や少時の休養を要するとき休養できるような3床のベッドが用意されていますので、利用の場合には担当教員に届出のうえ、備え付けの利用簿に所要事項を記入してください。

薬品などの使用については注意を要しますので、厚生課又は教職員の指示を受けなければ勝手に使用できませんので教室にて受領してください。

④ 栄養管理アドバイス(食物栄養学科)

本学には食物栄養学科が設置されており、食事におけるカロリー・必要量や栄養量等及びそれらを含む献立や調理について、専門的なアドバイスが得られます。他学科の学生も進んでこれらのアドバイスにもとづいて、栄養管理に努めてください。

(C) 学生教育研究災害傷害保険 (日本国際教育支援協会)

大学における教育研究活動中に不慮の事故によって学生が負傷・廃疾・死亡といった災害を被ることは、万全の注意を払っていても発生しています。このような災害に対する補償制度として、文部省が昭和51年度から発足させた学生の互助共済制度が標記の保険です。この保険の仕組みは、保険契約者が「日本国際教育支援協会」、保険者が「東京海上日動火災保険会社」を幹事とする国内損害保険5社となっています。

本学では、十分な教育研究活動を保障する目的で、入学時に全学生がこの保険に加入するための手続きがなされます。保険料は、後援会費の中に全額含まれておりますので、保険料としての納入を要しません。

① この保険で担保される事故とは、次の場合をいいます。

- ① 正課の授業中及びその準備後始末等の時間
- ② 学校行事中 (大学が主催し教育活動の一環として行うもの)
- ③ 課外活動中 (大学が管理する学内施設内の課外活動及び大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動)
- ④ 学校施設内の休憩中
- ⑤ 通学中 (往路・復路)

- ① インターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動中
- ② 臨床実習中の接触感染による感染症予防措置を受けた場合
- ② この保険で支払われる保険金の種類は次のとおりです。
 - ① 死亡保険金
 - ② 後遺障害保険金
 - ③ 医療保険金（入院・医師の治療費）
 - ④ 接触感染予防保険金（接触感染特約加入者が接触感染した日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を受けた場合）
- ③ 災害を受けた場合の手続き（保険金請求手続き）

保険金の請求に要する書類は、「保険金請求書（兼事故証明書）」と「治療状況申告書」又は「診断書」がセットになっています。保険金を請求しようとする学生は、厚生課からこの用紙を受けとり、必要事項を記入し、記名捺印し、大学の証明書を取って、「治療状況申告書」又は「診断書」「所要費用の領収書・レシート等」を添付したうえで事故の通知をした保険会社（東京海上日動火災保険会社）の窓口へ提出することになります。課外活動中の事故については、所属団体の顧問教師その他責任者の事故証明も必要です。

これらの事務的な取り扱いは、学生の便宜を考慮して厚生課が代行するかたちで行っていますので、該当学生は速やかに、厚生課に連絡してください。

なお、所定の保険金は、請求者である学生が指定した銀行口座に振込まれる事が原則となっています。

また、この制度による保険金の受給は、他の健康保険等の保険金の支払いと重複しても差し支えないことになっています。

この保険金の支払いは、傷害を被り治療を開始した日から平常の生活に従事することができる程度に治った日までの治療実日数（実際に入院又は通院した日数）が対象となります。治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください、（同日に複数の病院に通院した場合でも治療日数は1日になります）

(D) 学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（日本国際教育支援協会）

国内において、学生が、正課中・学校行事中・ボランティアクラブ等での課外活動および前記活動を行うための通学途上往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。（1事故1億円限度）手続きについては厚生課に申し出てください。

9 学生寮・下宿・スクールバス

1. 学 生 寮

目的と内容

遠隔地からの学生のために、学園キャンパスまで歩いて3分の所に女子学生寮があります。鉄筋4階建ての橘寮のほかに、学園センタービルの一部が寮として開放されています。橘寮は、食堂等の共用施設のほか10畳の和室24室、計約48名の収容数です。屋上からは風光明媚な別府湾が眺望できるし、温泉郷にふさわしく温泉浴場もあって生活環境としてはまことに快適です。

この寮は、はじめ全寮制によって建学の精神を培うという本学の教育方針のもとづいて開設されましたが、その後、大分県歯科技術専門学校の併設などもあって入寮希望者が激増したため、現在の希望入寮制となりました。しかし、寮生活を通じて建学の精神を培うという方針は変わっていません。したがってこれはいわゆる教育寮であって、単に学生の居住及び通学の便宜を提供するだけの施設ではありません。入寮にあたりまずこのことをよく認識しておいてください。

いうまでもなく寮は集団生活の場でありますから、そこに集団規律の確立が求められるのは当然です。寮生活については、「溝部学園寄宿舎々則」「舎生心得」などの規則がありますが、これらの規則の遵守が集団規則の確立につながります。これらについて熟知しておくことを望みます。なお、寮の経理と維持については、「橘寮舎費等受払い規定」で舎費や食費等の納入方法が規定されています。

次に、寮のもつ使命には、保護者に対して在学中の子女の心身の安全を保障するという面があります。とりわけ純真な女子学生について自他の責任による墮落や誘惑などの危険に対して寮が防壁となり得ることは、保護者の寮に対する期待であることに違いありません。前記の舎則や舎生心得の規定がもつ制約にはこの面からのものが多いことを理解してください。門限のきびしさや退寮のチェックなどはその一例です。

寮の運営は、学園としては、舎務委員会・寮監・寮監補佐・寮母（栄養士）・調理師・警備員が、学生の自治のためには、舎長・副舎長・室長で構成する役員会がそれぞれの業務にあたることとなっています。

さて、寮生活における寮生の自治は一般の学園生活のなかで尊重される自治

と異なるものではありません。前の記述は寮のもつ目的や使命にもとづく大枠での制約があることを示したに過ぎません。寮生活が個々の寮生にとってその社会性や協調性・自主性などを養うためには絶好の場であり、また、生涯の知友への出会いの機会になることは寮生活のもつ極めて大きな意義であります。そしてこのことは寮における寮生の活発な自治活動を通じてのみなし得ることです。楽しい季節的な行事をも含む多彩な行事が、寮生活の自主的な自治活動として展開されてこそ寮の親和が生まれるでしょう。

2. 下宿

下宿の選択とトラブル

遠隔地の学生にとって、下宿生活を送る場合、下宿の適・不適は、学生生活を支える重要な条件になりますので、下宿の選択は慎重を要します。

下宿の紹介あっせんについては、厚生課が学生の相談に応じますので気軽に利用してください。1月下旬、厚生課掲示板に下宿案内をいたします。下宿あっせん業者などを利用する場合、多額の手数料をとられたり、不利な条件を押し付けられたりすることもありますので注意してください。

また、下宿についたあとで、下宿料や下宿内の対人関係、環境などに対する不満や、敷金の返金等について下宿主や同宿者との間でトラブルを起す例も少なくありません。このような場合、自分だけで解決することが困難で徒に問題を紛糾させることは、学生生活にも影響します。アドバイザー教員や厚生課教員に速やかに連絡して解決を図ることが賢明です。

3. スクールバス

本学は、学生の通学の便宜と学外研修・行事等に必要な輸送のためスクールバスを運行しています。

このバスの利用は、他の交通機関利用の場合に発生しやすい通学途上におけるいろいろな危険や事故防止に資することが大きいので、スクールバスを利用して通学することを勧めます。運行間における事故に対しては、学園が傷害保険に加入するなど安全対策をしています。

なお、スクールバスの運営維持のため、利用区間に応じて維持費の負担を要しますが、その額については年度初めに事務局で利用者に示すことになっています。

また、利用は、定期利用としますが、授業時間の都合等により、有料で臨時に利用することも認めています。ただし、定期利用者で満車となる場合は臨時の方は乗車出来ません。

10 厚生制度・施設・アルバイト

経済的基盤の確立がなければ学業の継続が困難であることは言うまでもありません。不時の災害等に基因する学費の減免等については学費の項で述べてありますが、一般に勉学への強い意欲をもちながら、学業継続が困難な学生に対して、本学ならびに各種の奨学金団体等ができる限り援助の拡大に努めております。

1. 溝部学園特別奨学生制度

この制度は、学校法人溝部学園創立者の遺志に基づき、学園が設置する別府溝部学園短期大学を志望したもので、別に定める推薦条件に該当する優秀な学生に学費を免除して、育成し、以て建学の精神の具現化を図り、社会に寄与しようとするものであります。

2. 別府溝部学園短期大学奨学生制度

目 的

別府溝部学園短期大学に在籍する者で、経済的に就学困難な学生に対して、奨学金を授与することにより、有為な人材の育成に資することを目的としています。

※この奨学生は、本学の他規程による奨学金制度・授業料減免等との重複は原則として認められていませんが、本学以外の奨学金制度（日本学生支援機構奨学生 等）との併用は可能となっています。

(A) 一般奨学生

○対象者

- 1) 本学に入学、在籍する者。
- 2) 次の条件の者は選考時に配慮します。
 - ・学校法人溝部学園同窓会会員の4親等以内の者。
 - ・溝部学園教職員及び旧教職員の紹介がある者。

- ・学校法人溝部学園別府溝部学園高等学校の卒業生で高等学校長推薦のある者。
- ・同一学期に同一保護者で2名以上の学生が在学している者。
- ・通学に不便な地域で長時間の移動または自宅外に居を構える者。

○奨学金総額は、15万円を上限とし、新入生のみを対象としています。

(B) 特定奨学生

○対象者

本学に入学、在籍する学生で、学資を負担する者の年間所得の合計が原則として300万円未満の学生。

○奨学金は、審査の上、授業料の50%、40%、30%、20%に相当する額とします。対象期間は一年間ですが再申請により次年度の延長もしくは金額の増加見直しも可能となっています。

※申請書等については、本学奨学生係にお問い合わせ下さい。

(C) 社会人奨学生

○対象者

社会人入試で入学した学生。

○奨学金は、入学金および授業料の特別減額した額としています。対象期間は在学中。

※手続きおよび特別減額については、本学奨学生係にお問い合わせ下さい。

3. 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学困難な学生に対する奨学制度は公私にわたりいろいろありますが、その代表的なものは日本学生支援機構奨学金制度です。

奨学生の応募については、学内説明会を行って手続き等について詳細に揭示し、必要書類を交付します。出願者については選考委員会で学業成績、家計状況、人物等について審査のうえ、推薦者を決定します。ちなみに、平成23年度における奨学金貸与額は私立短大の場合第一種では自宅通学53,000円、自宅外60,000円、30,000円(自宅・自宅外関係無)、第二種奨学金では3万、5万、8万、10万、12万から希望金額を選択でき返済は10年(利子付き)以上の長期の年賦になっています。また募集の時期は基本的に4月の定期採用のみで

すが、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は学内の掲示に注意してください。

尚、学年を問わず、応急緊急採用の募集を随時おこなっておりますので希望する学生は厚生課まで申し出てください。

4. 外国人留学生奨学金

外国人留学生に対する奨学金制度は下記の通りです。希望者は国際交流課まで申し出てください。

〈日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：48,000 円（月額）1 年間または半年間

返 還：要しない

学内申込期限：4 月中旬または 9 月中旬

選 考：申請書・諸証明書・推薦書他

〈大分県私費外国人留学生奨学金〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：21,000 円（月額）1 年間または半年間

返 還：要しない

学内申込期限：5 月中旬または 10 月中旬

選 考：申込書・諸証明書・推薦書他

〈別府市私費外国人留学生奨学金〉

募 集 人 員：若干名

奨 学 金：20,000 円（月額）1 年間

返 還：要しない

学内申込期限：5 月中旬

選 考：申込書・諸証明書 他

奨 学 金 制 度

平成 23 年度実績

募集人数	日本学生支援機構 平成23年度実績 第一種 10名 第二種 9名	壽崎育英財団	あしなが育英会
条 件	経済的理由で就学に困難がある人 (出願資格に該当する人)	大分県内に所在する大学、 短大の学生 30名	全大学、短期大学の学生 130名
貸与月額	＜無 利 子＞ 30,000円 50,000円 50,000円 60,000円 100,000円 150,000円 ※ 一層定ばらの申用貸 付あり	10,000円	一般 40,000円 特別 50,000円
返 還	卒業後定められた方法で返還	返還を要しない 但し、奨学生は、毎月の奨学金受領書と 毎月の近況報告が義務付けられる	卒業後6ヶ月すえおき、20年以内に返還
学内申込期限	4月に募集説明会を開きます (掲示します)	4月中旬	5月中旬
出 願 期 限	4月中	4月下旬	5月下旬
選 考	・奨学生願書 ・所得証明書 ・推薦書 ・面接 ・住民票 ・奨学生願書 (源泉徴収票あるいは確定申告書)	・在学証明書 ・作文 ・奨学生願書 ・健康診断書 ・所得証明書 (源泉徴収票あるいは確定申告書) ・推薦書	・在学証明書 ・戸籍謄本 ・奨学生願書 ・所得証明書 ・推薦書 ・後遺障害の程度を証する証明書 (死亡の場合は不要)
貸与期間	24ヶ月以内で変動可能	1年間 但し、継続希望者は、次年度にも申請可	2年間
そ の 他	平成16年度より、日本育英会 →日本学生支援機構に変更		無利子 書類審査と筆記試験、面接試験

5. アルバイト

短期大学は、2年間という短期間に、高等教育機関として高度の学識、技能、教養を習得する目的をもっています。したがって、悠々とアルバイトに専念する余裕はありません。長期のアルバイトは必ず学業や健康に支障を生じ卒業に困難をきたす場合も少なくありません。この意味で、在学中のアルバイトはできるだけ避けてください。やむを得ず行う場合でも学業や健康に差しつかえない範囲にとどめてください。

また、職種の選択についても慎重に行う必要があります。この選択を誤って、心身の障害をうけ、学業を放棄しなければならなくなる例もあります。安易な選択は注意してください。

尚、大学としては、接客で酒類を扱うアルバイトや、21時以降のアルバイトは特別の理由がないかぎり禁止しています。

外部からのアルバイト求人は、厚生課が窓口となって受付けています。そのうち、適当と判断されるものについては、公表して学生にあっせんします。

アルバイトをする場合は、必ず厚生課に希望を申し出て、内容を明確にしてください。もし個人的に交渉し成立した場合は、必ず係に届出をしてください。

アルバイトについては、保護者の承認を得ることが大切ですが、場合により、大学が直接保護者に対し、承認書の提示を求めることもあります。

6. 購買部・リーブル姫山

学生の厚生施設として購買部は、87年館に設けられています。

軽易な食品類を購買部で扱っておりますが、ホールは学園全体で利用しますので手狭になっています。教室等へ持ち帰りの路上での飲食は学生の品位に関しますので慎んでください。

溝部学園の「リーブル姫山」は、教職員、学生の研究や学習のための専門図書や教養や趣味のための一般図書を取り扱う書店です。学生が購入したい図書の取次ぎもしますので、できるだけここを利用するようにしてください。

11 就 職

学生のみなさんは、それぞれ自分の将来について夢を持ち、その夢の実現に沿った就職に有利になるように、多くの資格や免許を取得しようと努力しています。就職活動は、みなさんの夢を実現するために極めて重要なものですが、みなさんが就職に至る過程には、大学の教育と学生生活の内容が深いかわりを持っていきますので、大学としても、みなさんの就職活動を重要な教育業務の一環をなすものと理解し、細心の指導を行うよう努力しています。

就職活動は、職を求めるみなさんと、みなさんを求める企業との出会いに始まります。みなさんはこの出会いを求めて活動にはいりますが、求人側である企業・官公庁・病院・保育所等が要求する業務や条件と、みなさんのもつ適性や能力が合致しなければ出会いは実を結びません。男女雇用機会均等法の施行は、女子学生への採用拡大に繋がるものと歓迎されましたが、昨今の厳しい経済環境では、男女問わず就職難は大きな社会問題となっています。

本学には四つの学科があり、それぞれの特性を活かして取得した資格・免許が社会的な評価を得、過去高い水準の就職実現を見てきましたが、時代の推移とともに専門職の求人が極めて限られている学科もあり、就職環境の変遷はもはや過去の実績に安住することは許されず、極めて厳しい様相を見せています。

これからの就職活動は学校まかせでなく、みなさんがもっと主体的に積極的に取り組むことが要求されます。さらに現状をしっかりと認識して、もっと柔軟な判断能力を培って就職活動に取り組むことが重要です。新しい世界へ船出するときは、誰しも大きな不安を持っています。自分の性格や能力について自己分析を正しく行い、自己理解を深め、自分に合った職業に向かって勇気を持ってチャレンジしてほしいと願っています。

1. 就職指導年間計画

97年の就職協定廃止以降、企業の自己責任において自主的に採用が行われるようになりましたが、その結果、採用時期の早期化と、新しい採用手法が定着してきました。それは、「インターネットを利用した情報提供・資料請求の受付」、「応募時に志望動機や自己PRなどを詳しく書かせるエントリーシート

の導入」、「選考とは関係のない早期のオープンセミナーの開催」です。これらは、今後の就職活動の主流となることが予想されますので、みなさんは即対応が出来るように準備を整えて、新事態に備える必要があります。

- [4月] ① 就職登録カード・履歴書の作成（2年次生）
② 就職対策論文講座（2年次生）
③ 就職ガイダンス（2年次生）
- [5月] ① 県内・県外求人企業への求人依頼文書と求人票の発送
② 履歴書の浄書と携帯
③ 就職ガイダンス（2年次生）
- [6月] ① 求人票の公示
② 必要書類の準備（履歴書・卒業見込証明書・成績証明書・健康診断書）
- [7月] ① 会社説明会への参加・会社訪問の開始
② 就職先の決定・受験申込
③ 学校教諭等教員採用試験・公務員採用試験の実施
- [10月] 就職ガイダンス（2年次生）

[注1] 会社説明会に参加しないと受験に際して不利となる。またこれに参加することは、第一次面接を受けることになる必要がある。

[注2] 企業の中には学校宛に求人票を出さない所がある。志望者が直接訪問することで、採用試験要項等が通知されるところから、説明会のない企業は、積極的に訪問しなければ求人にはつながらない。

[12月] 就職ガイダンス（1年次生）

[2月] 就職ガイダンス（1年次生）

[注3] 就職への道程は、特殊なものを除き9月までに大勢が決まる。総力を結集して当たる必要がある。

2. 受験・面接・実習にあたっての心得

- (1) 企業訪問は前述した通り第一次面接と考えなければならない。学生自身が訪問して求人情報を受け取る形態が増えつつあるところから、受付（人事担当課）に出頭した時に第一次面接が始まったと考えるべきである。従って、清楚な服装や言葉遣いなど、本学の学生らしい礼儀と行動力が発揮できるよう注意してほしい。
- (2) 保護者をはじめ、知人・縁者・先輩・友人などの直接間接の指導と協力をいただくこと。
- (3) 採用試験では必ず筆記試験が課せられる。専門的分野のみならず、社会人としての常識に至るまで極めて広範囲に及ぶ。新聞等に目を通し時代の流れや国際問題の重要なニュースには熟知しておくことが大切である。
- (4) 小論文（作文）も課せられるものの一つである。テーマに即した論述ができるためには、読書と物を書く習慣を身につける必要がある。またこのことを通じて自己分析力を養い、文章で自分の考えをしっかりと表現できる力を身につければ、面接に際して自分の言葉で自分の意見を表現できることにも繋がるわけである。
- (5) 採用内定後、勤務環境に慣れるために、実習や研修が要求される場合がある。積極的に誠実で責任のある行動をとるように心がけてもらいたい。

3. 就職に伴う求人票と企業等訪問について

- (1) 求人票は順次所定の場所に公開掲示する。求人票による応募は次の手順で各自ですすめる。
 - ① 就職指導課・クラス担当・事務担当へ希望の旨申し出る。
 - ② 求人企業等の担当者に電話で受験の意志を連絡して諸注意を仰ぎ、訪問の日時などの指示を受ける。
 - ③ 受験に伴う各種証明書の交付手続きをとり、必要書類を準備して原則として各自で送付する。
- (2) 場合によっては、求人票の学内掲示を待っての応募では遅いことがある。従って、求人票が出される前に求人の有無を見定め、受験態勢を整えることも必要となる。次の要領で求人照会をする。

- ① 関係者と協議して、希望職種と対象をできるだけ早く固めること。
- ② 知人や先輩等の紹介をいただきながら、失礼にならぬよう新年度求人の有無を調査する。
- ③ 求人の見込みのある場合、即刻受験する旨を丁重に申し入れる。
- ④ 相手の了解が得られれば、一次面接を受けるつもりで訪問し指示を仰ぐこと。

4. 就職に伴う各種証明書の交付手続き

- (1) 本学が発行する証明書は次のものである。
 - ① 卒業見込証明書 ② 学業成績証明証 ③ 健康検査書
 - ④ 推薦書 ⑤ 資格取得見込証明書
- (2) 「証明書交付願」は、溝部学園事務局の窓口と大学教務課の窓口準備してある。希望者はこの用紙に必要事項を記入し、証明書交付手続きの経路で手続きを行う。
- (3) 証明書の受領は、原簿照合等若干の日数を必要とするので、担当から指示された日時に領収証（学生控）を持参して事務局で行うこと。
- (4) 「健康診断書」が必要といわれる場合は、別途に保健所、又は公立病院で受診し、必要経費を払い受領することになる。定期健康診断の写し（健康検査書）でよい場合には本学で発行できる。
- (5) 推薦書は、次の基準で発行する。

『A』は、学長名による推薦状で、日常学習での欠席・欠課がなく学業成績にすぐれ、なお学校行事（学生主体行事を含む）へきちんと参加している者。

『B』は、学科長名による推薦状で、学業成績ならびに出席状態の良好な者。

就職にかかわる証明書をもらう

卒業見込証明書
学業成績証明書
健康検査書
推薦書 etc.
各種証明書がほしい!

申し込み用紙に記入する

申 込 書

学科長・就職課長
事務担当・教務課長
印を押してもらう

¥ ¥ ¥ ¥ ¥
事務局でお金を
支払う
¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥
¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥ ¥

申 込 書

			印
			印
			印
			印

数日後
事務局へ
取りに行く